

2

特集 2 「ESD の 10 年国際実施計画」 を読むためのガイド

そもそも、国際実施計画とは？	50
国際実施計画案 おさえておきたい 7 つのポイント	
.....	52



そもそも、国際実施計画とは？

いよいよ 2005 年がスタートしました。旗振り役の国連では、いままさに「ESD の 10 年」を成功させるための、「国際実施計画」が決まろうとしています。しかし、そもそも「国際実施計画」とはどんなものなのでしょうか？

日本政府へ政策を提言しているプロジェクトチームのリーダー、池田満之さんにまとめていただきました。

Q1. なぜ作成するのですか？ なぜ必要なのでしょうか？

国際実施計画は、2003 年から始まった「国連識字の 10 年」などでもつくられてきています。国際実施計画は、各国の行動計画がバラバラで一貫性のないものとなることのないよう、国連によってつくられるものです。よって、「○○の 10 年」を成功裡に実施するための基本的な要件と行動の焦点が明示されています。

また、国連は各国政府に、「ESD の 10 年」を実施するための措置をそれぞれの国の教育戦略や行動計画に盛り込むことを求めていますが、国際実施計画はそのための指針（国レベルの実施にかかる原則）も示しています。

Q2. 誰がつくっているのですか？

第 57 回国連総会（2002 年 12 月）において、ユネスコ（国連教育科学文化機関）をリードエージェンシー（先導機関）とし、ユネスコが世界各地の専門家や関連の国連機関などと協力して策定することとなりました。ユネスコを指定した理由は、「ESD の 10 年」が教育に関する国連政策であることから、国連における教育に関する専門機関であるユネスコが選ばれたと言えます。

Q3. どういうポリシーでつくっているのですか？

ESD は、「ミレニアム開発目標」や「万人のための教育」など、ほかの教育目標や課題と結びついていて、新規のプログラムではありません。既存の教育における政策、プログラム、実施を ESD という視点で新たな方向へと転換することを求めています。また、推進にさいしては、できるだけ多くの主体が参加するようなパートナーシップ・アプローチが重要であることをとくに強調しています。

なお、先進国におけるESD活動の中心は、環境教育、平和教育、開発教育、ジェンダー・子ども人権教育、国際理解教育にあり、途上国では貧困撲滅教育を中心とした開発教育、HIV/エイズ教育、紛争防止教育が中心にある点なども考慮し、ESDの対象分野の例示にあたっては、先進国と途上国が抱えている課題の双方が含まれています。

Q4. できたらどうなるのですか？

国際実施計画は、「ESDの10年」をすすめていくうえでの大きな枠。道しるべ的な存在です。この「ESDの10年」というのは、1992年の地球サミットから10年後に、世界の環境が本当によくなつたのかを検証したヨハネスブルグ・サミットでつくられたものです。世界各国が口先だけでなく、国際社会の一員としての責務を果たすべく、実効性のある行動・実践を自ら行っていくこと、そのためのしっかりした人づくりが重要と合意され、国連決議によって実施が決定されたものです。罰則を伴う法令などで縛り付けなければ国際実施計画の実効性が得られないというようなことにはしたくないものですし、そうすべきものでもありません。

Q5. 今までの経過と今後のスケジュールを教えてください。

大まかな経緯は2ページの表のとおりです。今後の見通しとしては、国際実施計画の確定を受けて、2005年から2006年にかけて、多くの国で実施計画が作成され、実行されていくものと見込まれます。

もっとも、ESDに積極的なヨーロッパ諸国、スウェーデン、オランダ、ドイツ、イギリスなどは、すでに組織体制を整え、国内の実施計画の策定や実施をすすめています。また、フィリピンなどの東南アジアなどの途上国でも取組みはすんでおり、お隣の韓国では大統領府にESDをすすめるためのセクションもでき、予算もしっかり確保されています。「ESDの10年」の提案国として、日本も世界に範たるビジョンと行動を示していきたいものです。

※注1 ここで紹介する「ESDの10年国際実施計画案」は、2004年12月の第59回国連総会にユネスコが提出したもので、まだ正式に採択されておりません（2005年3月末日現在）。これをたたき台に各国からの意見が提出され、現在、ユネスコによる修正作業がすすめられているところです。

※注2 「ESDの10年国際実施計画案」の日本語仮訳全文は、158ページからをご覧ください。



国際実施計画案 おさえておきたい 7 つのポイント

池田 満之

- ① 今後 10 年をとおして、ESD がめざす世界像が示されています。（第 1 章）

「ESD の 10 年」がめざす世界像として、

誰もがみな、教育の恩恵を享受でき、持続可能な未来とよりよい社会への変革に必要な価値観、行動、ライフスタイルを学ぶ機会を持てる世界

というビジョンが提示されています。これは、「万人のための教育（EFA）」のような他の国際的な取組みにも通じるもので、年齢や性別、社会的境遇いかんにかかわらず、誰もが生涯にわたって「持続可能な社会」を実現するために必要な教育を受ける機会が得られる世界の構築をめざしています。このため、ESD は、初等・中等・高等大学教育といった学校教育、公民館などの生涯教育（社会教育）、職場を通じた企業内教育のほか、家族や友人との交流、メディアを通じた情報受発信、地域活動への参加など、日常生活のなかにあるあらゆる学びの場とそれらが連携・協働する場において行われることが求められています。

また、

ESD は基本的に価値観を問題にするものであって、中心におくべきものは、現在および将来の世代を含む他者の尊重、相違と多様性の尊重、環境の尊重、われわれが住む惑星の資源の尊重といった尊重の価値観である

とあります。これは、「持続可能な開発」の概念が広く知られるきっかけとなった 1987 年のブルントラント報告（環境と開発に関する世界委員会）の「現在の世代の要求を満たしつつ、将来の世代の要求も満たす開発」を実現するための教育的取組みに ESD があることを示していますが、あわせてユネスコ憲章の精神、つまり、「相互理解と相互協力のもとで、共に生きる平和な地球市民社会の実現」が、この ESD を通じてめざしたい世界像でもあることを示唆しているように思います。

こうした大きな目標に向けて、すでに日本国内でも、さまざまな ESD が実践されています。各地で推進されている環境・福祉・健康などをテーマとした総合的なまちづくり、学校と地域の連携ですすめられている総合的な学習の時間などは、ESD 実践の代表例と言えます。ESD-J ではこうしたさまざまな ESD は多面的なものの見方やコミュニケーション能力などの「育みたい力」、参加型学習や合意形成などの「学習手法」、そして共生や人間の尊厳といった「価値観」などでむすばれていますが、国際実施計画にも次のように記されています。

ESD の役割

- 私たち一人ひとりに世界をよりよく変えていく力と責任があるという信念を育む
- 人びとが思い描く社会像を実現するための能力を育む
- 持続可能な未来のために必要な価値観、行動、ライフスタイルを推進する
- あらゆる共同体の公平性、経済、生態系の長期的な未来を考慮した意思決定の方法を学ぶ
- 未来志向の考え方を育てる

ESD が求める価値観

- 世界中のすべての人びとの尊厳と人としての権利を尊重し、社会的、経済的な公正をすべての人々に保障すべき責任を認識すること
- 将来の世代の人びとの権利を尊重し、彼らに対する責任を認識すること
- 地球の生態系を保護し回復するなど、多様性に富んだ生命共同体を尊重し、思いやること
- 文化的な多様性を尊重し、地域社会や地球全体で、寛大・非暴力・平和の文化を創出すること

ESD の特徴

- 学際性・総合性：個別の科目として設置されるのではなく、カリキュラム全体に反映されること
- 価値観による主導：持続可能な開発の基礎となる価値観や原則を共有すること
- 批判的な思考と問題解決：持続可能な開発を実現するなかでのジレンマや課題の解決に取り組むための自信を育むこと
- 多様な学習方法の活用：言葉、美術、演劇、討論、体験など、さまざまな学習法を用いること
- 参加型の意思決定：いかに学ぶかについての意思決定に学習者自信が参画すること
- 地域性の尊重：地球規模の問題と同時に地域の問題を扱うこと。学習者がふだん話している言語を用いること

② 持続可能な開発の重要な領域と、その課題が示されています。（第1章）

ESDを実現するためには、持続可能な開発とは何かをある程度明らかにしておく必要があるとして、その具体像を「社会」「環境」「経済」という3つの領域から示しています。さらに、これら領域の土台にある「文化」がESDのあり方を左右すると強調しています。そして、

ESDは人間開発のすべての分野にわたる視点によって形づくられ、世界が直面しているすべての緊急な課題を含んでいる

とし、重要な視点として、

「人権」「平和と安全」「男女間の平等」「文化の多様性と異文化理解」「健康」「HIV/AIDS」「ガバナンス」「自然資源」「気候変動」「農村地域の変化」「持続可能な都市化」「災害防止と復旧」「貧困の軽減」「企業責任・説明」「市場経済」

の15項目を例示しています。

現在、先進国におけるESD活動の中心は、環境教育、平和教育、開発教育、人権教育、国際理解教育、福祉教育などにある一方、途上国では貧困撲滅への取組みと強く結びつく初等教育・識字教育の普及や、HIV/エイズ教育、紛争防止教育を中心となるなど、先進国と途上国、さらに各国内でも地域によって、抱えている教育的課題には相違があります。国際実施計画案では、そうしたことを考慮して主要な項目を列記しており、ここにあげられた項目のすべてにだれもが同様に取り組まないといけないというものではありませんし、逆にここにあげられたものがすべてということでもありません。

③ ESDの10年を成功させるための、7つの戦略が提案されています。（第2章）

「ESDの10年」のために7つの互いに関係する戦略を提案しています。それは、

「政策提言とビジョン構築」「協議と主体的参画」「パートナーシップとネットワーク」「能力開発とトレーニング」「調査研究と革新」「情報通信技術」「モニタリングと評価」

です。そして、

これらは一体となって、10年を通じ、ESDの推進と実践を一貫して推進するアプローチを形成する

と記述されています。社会を構成する集団や個人が、それぞれの立場から、こうした戦略に取り組んでいくことが求められています。

④ ESD の実現にあたり、さまざまな主体が連携することの重要性が記されています。(第 3 章)

持続可能な開発は、それ自体ひとつの段階のみで追求できるものではなく、ESD は全ての段階（地方、国、地域、国際）の共同体を統合しなくてはならない。……ESD は地方に根ざしたもの、すなわち草の根の現実からはじまり、それに対応するものでなければならず、これらの現象を取り巻く地球規模の文脈を提供するものでなければならない

と記述されています。

つまり、ESD は地域と地球をつなぐ取組であり、各段階における各ステークホルダーの主体的な参画と連携が必要となります。国レベルでは、多様なステークホルダーをつなぎ調整するネットワーク拠点（ESD ハブ）を構築するべきだと明記されており、ESD-J が具体例として挙げられています。

⑤ ESD の成果をどこにみるかが示されています。(第 3 章)

『ESD の 10 年』の成果は、何千もの共同体や何百万もの個人の生活のなかに見出されることになる。新たな態度と価値観が、現実を持続可能な開発という理念に近づけるような決定と行動を引き出す。……ESD とその影響のさまざまなつながりや社会的な厚みを把握するために、定量的な指標と同時に定性的な指標が示されなくてはならない

と記述されています。

つまり、ESD は個人や社会の価値観や行動、ライフスタイルそのものを「持続可能な未来」が実現するように変えていくことを求め、その成果もそれぞれの地域に生きる個人の生活のなかに見出そうとしています。しかも、この運動の広がりとその質が、どのくらい達成されたのかを質的・量的指標から明らかにすることも求めているのです。たとえば、

持続可能な開発にかかわるテーマをもった教員訓練コースの数、教育者 / 後援者の数

を定量的な指標データとして、

教育者訓練の一部としての ESD が普及する

という期待する成果がどれくらいあがっているかを評価することができます。また、

持続可能な開発に関する課題についての人びとからの自発的なフィードバックのレベル

を定性的な指標データとして、

持続可能な開発の本質と原則に関する広範な意識啓発がすすむ

という期待する成果がどれくらいあがっているかを評価することができます。

そのほか、例示されている「期待される成果」と「評価指標」は、次ページのとおりです。

期待される成果と評価指標の例

期待される成果	指標の例	確認のために使用するデータ
1) 持続可能な開発の実現を人類が協力して追い求める中で、教育・学習が中心的な役割を果たすということについて、幅広い理解を得ること		
持続可能な開発にかかる計画に教育の要素が取り入れられる	教育が CSD や地方、国、国際レベルの持続可能な開発に係る会議の定期的な議題となること	議事録その他の会議報告のなかに ESD が出現する頻度
すべての開発計画における ESD の必要性と役割が評価される	ESD が貧困削減戦略白書や地域計画(例えば NEPAD)、国家計画の中に盛り込まれること	ESD の要素が盛り込まれた貧困削減戦略白書の数、開発計画の文書中における ESD の章の数
2) ESD に関する様々な機関・団体・人々の間でネットワークや交流を推進すること		
ESD の重要性についてのコンセンサスが増大する	ESD を教育省の機構や計画に取り入れること、また市民社会や NGO の活動に取り入れること	プログラムのなかに ESD の規定がある国、市民社会組織、NGO の数
ESD の取組みにおける協力や相互の補強関係が増大する	ESD のネットワークや同盟の構築 すべてのレベルにおける政府、市民社会及び NGO の共同プログラムの構築	ESD ネットワークや同盟の数および会員数 共同の取組みの数、それに参加する機関の数
3) 持続可能な開発のあり方を考え、その実現を推進するための場や機会を、あらゆる学習や啓発活動を通じて提供すること		
持続可能な開発の本質と原則に関する広範な意識啓発がすすむ	持続可能な開発に関するイベントやキャンペーン、会議への人々の参加 地方における実質的な持続可能な開発にかかる取組みへの参加	持続可能な開発に関する課題についての人びとの自発的なフィードバックのレベル 取組みの数および参加のレベル
持続可能な開発にかかる課題のメディアへの定期的および実質的な露出がすすむ	持続可能な開発および ESD についてのテレビ、ラジオ、新聞における報道	持続可能な開発に関するレポートや論説などの数
4) 持続可能な開発のための学習および教育の質を高めること		
教育の質を高めるため、持続可能な開発を EFA(万人のための教育) の取組みに入れ込む	基礎教育における持続可能な開発に係るテーマの使用 持続可能な開発が EFA のモニタリングにおける中心的な指標となっていること	基礎的な教育のカリキュラムに持続可能な開発を取り入れている国数 国および国際的な EFA 報告における持続可能な開発にかかる定期的なモニタリング
すべての種類の学習の状況において ESD 的なアプローチの採択が増加する	公的および非公的なシステムでの持続可能な開発にかかる学習プロセスのモデル化	持続可能な開発のアプローチをモデル化している学校や非公的なプログラムの数
5) ESD における能力を強化するため、各段階で戦略を策定すること		
教育者訓練の一部としての ESD が普及する	持続可能な開発の原則を教員等の訓練に入れ込むこと	持続可能な開発にかかるテーマをもった教員訓練コースの数、教育者 / 後援者の数
ESD に関する質の高い資料及び方法論ができる	学習の際に利用できる関連する実践的で刺激的なプリント、電子ファイル、視聴覚資材 持続可能な開発の原則を反映し、モデル化を行う学習 / 教育の方法論	配布される資料の数や採択される割合 持続可能な開発の原則を採用している学校の数、現職の教師 / 教育者の訓練コースの数
ESD を維持するための適当な管理能力ができる	ESD の教育管理訓練(教頭、検査官、校長、計画者など) への統合	訓練を受けたマネージャーの数、持続可能な開発のアプローチが活用されている教育機関の数

- ⑥ ESD の 10 年実施にあたり人的・財的資源の再編が必要であることが指摘され、さらに当初 5 年間で実施されるべき関連フォーラム、イベントなどが例示されています。（第 4 章）

「ESD の 10 年」実施にあたり、既にある取組の強化や再編、さらに一部では人的・財的資源の追加が必要だと強調されています。さらにスケジュールとして、「ESD の 10 年」前半の 5 年間を通じ実施すべきフォーラム、イベントなどの概観が示されていますが、地方、国、地域、国際の各レベル間や「持続可能な開発委員会」（CSD）や「万民のための教育」（EFA）などの他の取組みとの間での連携の必要性も強調されています。また、「ESD の 10 年」終了に向けた中核的なイベントも示されています。

また、「ESD の 10 年」を通じたの取組を目にするかたちで実行し、その勢いを保つため、年ごとに具体的なテーマを設定することが提案されています。テーマの候補としては、

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 「持続可能な消費」 | 「文化の多様性」 |
| 「健康と生活の質」 | 「水とエネルギー」 |
| 「学習の場としての生物保全地域」 | 「学習の場としての世界遺産地域」 |
| 「知識社会における ESD」 | 「市民参加と良好なガバナンス」 |
| 「貧困の軽減と持続可能な開発にかかるプロジェクト」 | 「世代間の公平性と倫理」 |

があげられています。

- ⑦ 国レベルの実施にかかる原則が記載されています。（付録）

巻末に付録という形で、国レベルの実施にかかる原則が記載されています。国際実施計画を受けて、各国での実施計画を策定するさいの指針となる重要な記載です。

内容は、

- 1 「パートナーシップと活動の開始」に関して 8 項目
- 2 「ESD の実施」に関して 7 項目
- 3 「ESD の評価」に関して 3 項目

が明記されています（下記）。

1. パートナーシップと活動の開始

- ESD に関するステークホルダーを明らかにし、最初の会合を開催する。
- 「ESD の 10 年」の推進と促進に関わる調整に責任をもち、「万民のための教育」（EFA）との連携を確保する、多様なステークホルダーによる国レベルの組織を明らかにする。
- ESD の実施に必要な経費を算定し、既存のプログラムや予算を含めた財源を明らかにする。必要に応じ、政府および NGO の取組みを支援する財政メカニズムを構築する。
- 「ESD の 10 年」計画の構築または既存の教育計画の強化のための協議会の開催、および国の「ESD の 10 年」にかかる目的を設定する。

- ・対象の範囲や特性に応じたコミュニケーションと政策提言に関する計画を策定する。
- ・ESD がすでにどの程度まで教育の取組みに取り込まれているかなどに関する、基礎的な研究を実施する。
- ・地方行政の組織やプロセスが計画や実施における市民参加をどれだけ促進または阻害しているかという評価など、国の法律、制度的枠組みについて検討する。
- ・国および地方レベルでの省庁間、市民社会、民間セクターおよび NGO の協力のための枠組みを構築する。

2. ESD の実施

- ・人びとの意識啓発と参加を推進する継続的取組みの計画を策定する（メッセージ、メディア、題材）。
- ・意識啓発キャンペーンを開始し、「ESD の 10 年」に係る課題に関し定期的なメディアへの情報提供を促進する。
- ・質の高い ESD とはどのようなものかを多数のシナリオに描き出す、シナリオ開発作業を開始する。
- ・ESD アプローチを取り入れるための教育者、推進者および教員に対するトレーニングを検討・実施する。
- ・ESD アプローチを取り入れるため、学校や非公的な場でのカリキュラムを検討・実施する。
- ・地域の市民グループが持続可能な開発に関する学習と実践をむすびつけるための枠組みを提供する。
- ・具体的なモデルプロジェクトの実施を視野に入れた市区レベルでの計画策定を開始する。

3. ESD の評価

- ・関係グループと協力し、「ESD の 10 年」のどの局面をモニタリングし、その結果としての情報をどのように分析して利用するか決定する。
- ・各国で定めた「ESD の 10 年」の目標に基づき、測定可能な指標とモニタリングプロセスを定める。
- ・それぞれの国、地方においてどのようなデータが収集され、誰がその収集と照合に責任を有し、いつそれが実施され、誰がそれを国連に報告するかについての詳細な計画を策定する。

1 は、「ESD の 10 年」を始めるにあたってまず取り組むべき「パートナーシップと活動の開始」に関するもので、多くの関係者が集まった国レベルの組織をまずつくり（日本では NGO サイドの全国組織 ESD-J は立ち上がりましたが、政府での組織化が遅れています）、ビジョンと、それにもとづく計画、予算を明らかにすることなどが示されています。

2 の「ESD の実施」に関しては、人びとの意識啓発と参加を推進するためのキャンペーンの開始、定期的なメディアへの情報提供、質の高い ESD についてのシナリオ開発など、7 項目があげられています。

3 の「ESD の評価」に関しては、各国で定めた『ESD の 10 年』の目標にもとづき、測定可能な指標とモニタリングプロセスを定めることなど、3 項目が明記されています。

今後、日本を含め世界各国でどのような国レベルの実施計画が策定されていくかが注目されますが、この策定にははすべての人が主体的にかかわるべきであり、政府関係者だけによって行われるべきものでないことは明確です。それゆえに、官民を挙げた国内のすべての主体が参加した実施計画策定体制づくりが日本においても急がれます。